

中部運輸局鉄道部

令和5年3月28日

連絡先
中部運輸局鉄道部
監理課 小川、足木
TEL 052-952-8030

配布先：東海交通研究会

豊橋鉄道株式会社の旅客運賃上限変更認可申請に関する パブリックコメントを実施します。

令和5年3月27日付けで豊橋鉄道株式会社から鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請がありました。

当該申請事案については、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴取し、審査の参考とするため、別添の要領にてパブリックコメントを実施します。

1. 鉄道事業及び軌道事業の旅客の運賃及び料金の認可について

鉄道の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており（軌道法においても同様の取り扱いを実施）。

※本申請事案の認可については、中部運輸局長へ委任されております。

※実際の運賃については、認可後に上限の範囲内で事業者から届出があります。

2. 申請の概要について

別紙1「豊橋鉄道株式会社の鉄道事業及び軌道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請の概要」参照

(参考：<https://www.toyotetsu.com/>)

3. 意見募集期間

令和5年3月28日（火）から令和5年4月11日（火）まで

4. 意見の提出先・提出方法

別紙2「意見募集要領」参照

5. その他

提出されましたご意見は、e-Govに回答を掲載します。なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

豊橋鉄道株式会社の鉄道事業及び軌道事業に係る

旅客運賃上限変更認可申請の概要

1. 申請日

令和5年3月27日(月)

2. 申請者

愛知県豊橋市駅前大通一丁目46番地の1

豊橋鉄道株式会社

代表取締役社長 小笠原 敏彦

3. 実施予定日

渥美線 令和6年春

東田本線 令和6年春

4. 申請の概要

変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法(抜粋)

<鉄道>

【普通旅客運賃】

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃	運賃差
2キロまで	140円	170円	30円
3キロまで	150円	180円	30円
4キロまで	150円	180円	30円
5キロまで	180円	210円	30円
6キロまで	200円	230円	30円
7キロまで	220円	250円	30円
8キロまで	250円	280円	30円
9キロまで	280円	310円	30円
10キロまで	310円	340円	30円
11キロまで	340円	370円	30円
12キロまで	370円	400円	30円
13キロまで	390円	420円	30円
14キロまで	420円	450円	30円
15キロまで	450円	480円	30円

16キロまで	470円	500円	30円
17キロまで	500円	530円	30円
18キロまで	520円	550円	30円

【定期旅客運賃】

・通勤定期旅客運賃(大人1ヶ月)

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃	運賃差
2キロまで	5,880円	7,140円	1,260円
3キロまで	6,300円	7,560円	1,260円
4キロまで	6,300円	7,560円	1,260円
5キロまで	7,560円	8,820円	1,260円
6キロまで	8,400円	9,660円	1,260円
7キロまで	9,240円	10,500円	1,260円
8キロまで	10,500円	11,760円	1,260円
9キロまで	11,760円	13,020円	1,260円
10キロまで	13,020円	14,280円	1,260円
11キロまで	14,280円	15,540円	1,260円
12キロまで	15,540円	16,800円	1,260円
13キロまで	16,380円	17,640円	1,260円
14キロまで	17,640円	18,900円	1,260円
15キロまで	18,900円	20,160円	1,260円
16キロまで	19,740円	21,000円	1,260円
17キロまで	21,000円	22,260円	1,260円
18キロまで	21,840円	23,100円	1,260円

・通学定期旅客運賃(大人1ヶ月)

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃	運賃差
2キロまで	4,200円	5,100円	900円
3キロまで	4,500円	5,400円	900円
4キロまで	4,500円	5,400円	900円
5キロまで	5,400円	6,300円	900円
6キロまで	6,000円	6,900円	900円
7キロまで	6,600円	7,500円	900円
8キロまで	7,500円	8,400円	900円
9キロまで	8,400円	9,300円	900円

10キロまで	9,300円	10,200円	900円
11キロまで	10,200円	11,100円	900円
12キロまで	11,100円	12,000円	900円
13キロまで	11,700円	12,600円	900円
14キロまで	12,600円	13,500円	900円
15キロまで	13,500円	14,400円	900円
16キロまで	14,100円	15,000円	900円
17キロまで	15,000円	15,900円	900円
18キロまで	15,600円	16,500円	900円

<軌道>

【普通旅客運賃】

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃	運賃差
均一制	180円	200円	20円

【定期旅客運賃】

・通勤定期旅客運賃(大人1ヶ月)

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃	運賃差
均一制	7,560円	8,400円	840円

・通学定期旅客運賃(大人1ヶ月)

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃	運賃差
均一制	5,400円	6,000円	600円

鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について

令和5年3月28日

中部運輸局鉄道部監理課

令和5年3月27日付けをもって、豊橋鉄道株式会社から鉄道事業及び軌道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領で御意見を募集します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

豊橋鉄道株式会社の鉄道事業及び軌道事業に係る旅客運賃上限変更認可申請

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口(e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント(意見募集中案件一覧)」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

令和5年3月28日(火)から令和5年4月11日(火)まで

※郵送の場合、募集期間内の必着とします。

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称及び所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。また、FAXの場合、万が一不具合が生じた場合に対応できない可能性もありますので、①意見提出フォーム又は②郵送による御意見の提出を推奨します。

①電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出してください。

②郵送の場合

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1

国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当 あて

③FAXの場合

FAX番号 052-952-8086

国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名(法人又は団体の場合は名称)については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. その他

提出されましたご意見は整理の上、e-Gov の「パブリックコメント(結果公表案件一覧)欄」に回答を掲出します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

7. お問い合わせ先

国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当

電話番号 052-952-8030

(意見提出様式)

国土交通省中部運輸局鉄道部監理課 意見募集担当 へ

豊橋鉄道株式会社の鉄道事業及び軌道事業に係る
旅客運賃上限変更認可申請に関する意見

1. 個人／団体の別	個人／団体 (※いずれか該当する方を○で囲んで下さい。)
2. 氏名／団体名	
3. 住 所	
4. 電 話 番 号	
5. 電子メールアドレス	
意 見	ご意見： 理由：